

松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター



8月

Aug

2014年

皆さん、こんにちは！松本です。

いや～暑いですね！

35℃のうだるような暑さです

夏バテしていませんか？ ご自愛ください。



8月といえば、世間一般では、お盆や夏休みですよね。のんびりと故郷やリゾートで過ごされる方も多いことでしょう。夏祭りやイベントで日本的な風情も楽しめる季節でもあります。いいですね！



でも私にとっては、

少しばかり苦い経験がトラウマになっています。

社会保険労務士の資格試験は、年に一度、この8月に行われます。今年は8月24日(日)。

受験生にとっては、暑さ以上に精神的に追い詰められてしまう季節です。

私もこの精神的にキツイ8月を3年間も経験して、晴れて社労士となれたわけです。

実を言うと、全国でブッチギリの最下位。合格ラインスレスレ。まさに大逆転の合格でした。



全くわからず、サイコロ振って答えた問題が5問もあって、そのうち4問が正解。ラッキー以外の何物でもありませんでした。この幸運がなかったら、道半ばで諦めて、今ごろサラリーマンのままだったのかも！

やっぱり、この8月だけは、ちょっと好きになれません。

苦節3年が・・・いやいや、弱音はダメです。

「為せば成る、為さねば成らぬ何事も」

暑さを吹き飛ばして、さあ参りましょう！

あなたのご愛顧に、感謝！



CONTENTS 今月のお題

01 ごあいさつ

02 【労働トラブル】 …勝手に休憩をとるダラダラ社員！

03 【社会保険】 …加入逃れはもう許されないの？

04 【就業規則】 …労働トラブル原因の真犯人は社長？

05 編集後記、プロフィールなど

労働トラブル奮戦記

リアルな現実から学ぶ

勝手に休憩をとるダラダラ社員 編

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶たしません。年間100万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいられますか？

あなたの会社でもこんな社員は存在しませんか？
大きな勘違いをしている問題社員は必ずおります。



- ・会社にいれば給料はもらえる
- ・休憩時間は、自分の都合で自由にとる
- ・昼間はのんびり仕事して、残業で稼ぐ

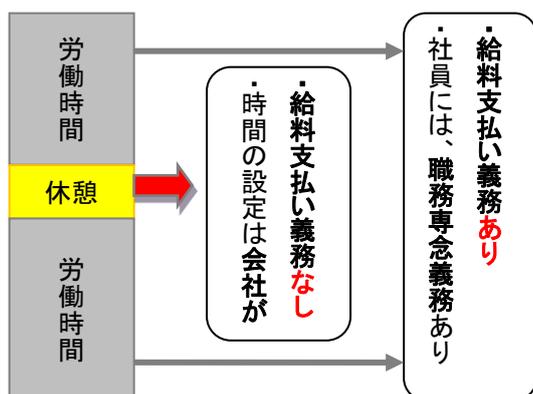
ほとんどの会社で、こんな状況です。

始業・終業の記録(タイムカードなど)はあっても、休憩時間のチェックは会社でなされていません。完全に本人任せ。

とりあえず時間内に、会社にいれば給料はもらえるという「のんびり・ダラダラ感」は、会社の風土となってしまいます。真面目にテキパキ働いても給料が変わらないとしたら、誰でものんびり働きますよね。

しかし、これを許してはいけません。

そもそも、労働時間と休憩時間とは何なのか？
そもそも論をお話しましょう！



松本みつはる 社会保険労務士事務所 ニュースレター2014年8月

若き社労士の視点



社員には**職務専念義務**があります。

本来、働くべき時間帯に、勝手に休憩をとることは許されません。労働時間中はサボってはダメなんです。

さらに、**ノーワーク・ノーペイの原則**があります。

もし、勝手に休憩をとったら、その時間の給料は払う義務はありません。当然、労働した分だけの賃金です。

かといって実際は、

トイレやちょっとした息抜きまでは、禁止できないところが難しいところ。生身の人間ですからね。

それではどうすればよいのでしょうか？

のんびりダラダラ社員への対処法



- ✓ 席をはずしている時間の記録をとる
(→本人にサボっている自覚を持たせるため)
- ✓ 日報を書かせ、その日の業務を報告させる
(→ロスタイムに何をしてサボっていたかを追求)
- ✓ 担当職務を洗い出し、業務範囲を増やす
(→担当業務が軽すぎ無責任になっていないか)

まじめな人材がバカをみない社内風土をつくるのが何よりも大切です。人の力なしに発展なし。

まずはこの辺から取り組んでみてください！

社会保険 DO する？

会社視点のワンポイントレッスン

加入逃れは もう許されないの？ 編

「年金」「医療」「介護」なにかと複雑な社会保障。少子高齢化は待ったなし。崩壊してしまうのか？企業経営には、これからの時代を生き抜くための知恵が必要です。

メッチャ怖いニュースです。(一部の会社にとっては)

御社がもし、社会保険へ未加入であるなら、しっかりとご覧ください。「いよいよ、くる時がきたか！」という社会保険に関する重大な取り組みが始まってしまった・・・。

下記の記事をご覧ください。

簡単に申し上げれば、本来、加入すべき会社に対しては、もう加入逃れは許さないぞ・・・ということです。



もうすでに建設業界では、加入促進の取り組みが強行的に行われていますが、今後全業界へと広がりそう！

若き社労士の視点



今回ばかりは本気のようなのです。

これまでのお役所は、各省庁間での情報のやり取りが、はっきり言って皆無でした(タテ割り社会)。もちろん、税務署と年金事務所(旧社会保険事務所)も連携なんて全然ありませんでした。

しかし、今回は恐ろしいくらい各お役所が連携する構えですね！



もう加入する前提で、経営の舵取りを切り替えなければならぬでしょう！決して安くはない社会保険料コストだけに、早めの対策が必要です。

7 14版 2014年(平成26年)7月23日 水曜日 享月

厚生年金「加入逃れ企業」 国税データで特定へ

厚生省

厚生年金の「加入逃れ」を防ぐため、厚生労働省は、企業に対する国税庁の徴収データを使って未加入の会社を割り出し、指導を強化する。雇い主が年金事務所に適用を届け出なかったために、低年金となる人を減らす狙いだ。対象は数十万社に上るとみられ、来春にも着手する。

厚生年金はフルタイムの会社員や一定以上の時間働くパート従業員が対象で、雇い主は加入を義務づけられている。ただ、従業員と折半する保険料の負担を逃れようと、届け出をしない「加入逃れ」が問題となっている。未加入会社の従業員は、保険料が全額自己負担の国民年金に加入するほかなく、厚生年金と比べ将来もらえる年金額も減る。厚生省が22日公表した2013年度末時点では、厚生年金に加入する会社は、全国に約180万社(個人事業所含む)。厚生省は法人登記されている約449万社のうち、未加入会社の調査を進めている。倒産していたり休眠状態だったりする例もあるので、作業は簡単ではない。そこで国税庁に、所得税を源泉徴収している会社(中村壘三郎)

013年度末時点では、厚生年金に加入する会社は、全国に約180万社(個人事業所含む)。厚生省は法人登記されている約449万社のうち、未加入会社の調査を進めている。倒産していたり休眠状態だったりする例もあるので、作業は簡単ではない。そこで国税庁に、所得税を源泉徴収している会社(中村壘三郎)

013年度末時点では、厚生年金に加入する会社は、全国に約180万社(個人事業所含む)。厚生省は法人登記されている約449万社のうち、未加入会社の調査を進めている。倒産していたり休眠状態だったりする例もあるので、作業は簡単ではない。そこで国税庁に、所得税を源泉徴収している会社(中村壘三郎)

法人登記 → 449万社
 所得税を納めている → 246万社
 社会保険に加入している → 180万社
 ※この差 66万社 大問題

就業規則これで安心

ルールで会社が発展する！

労働トラブル原因の真犯人は、社長？ 編

信賞必罰。「ヒト」に関するルールをトラブル防止の観点で整備し、やる気人材が活躍でき、よい人材が集まってくる会社を目指せ！それが会社の発展に直結します。

近ごろ、争いごとが急増しています。
ほとんどの労働トラブルは、言った言わないが原因。

つまり、

「そんなこと聞いていません」
「一度も説明されていません」



という社員のセリフで始まります。

こうならないためにも、事前に約束事を会社からしっかりと社員に伝えることが重要です。

中小企業の場合は、

“社長が求める働き方”を明確化することを何よりも優先してください。

『こんな風に働いてほしい』

『こんな働き方は許したくない』

といった社長の本音を伝えることが最優先。

でも現実には、この約束事・本音を伝えていないことが原因で、労働トラブルは発生しています。社長が伝えていない。だから、トラブルを引き起こす真犯人は、ある意味で、「社長本人」なのです。

そうはいつでも、

社長がすべての社員に言葉で伝えることなんて、現実的には無理・・・という言葉が聞こえてきそうです。

そこで登場するのが就業規則です。



会社側から一方的に決めることができるルールブックである“就業規則”を戦略的にうまく使うわけです。

若き社労士の視点

優先すべきは、

トラブルが発生した後の対策ではなく、



トラブルの芽を摘み取る事前対策です。

そのためのツールとして、便利なのが就業規則です。

ダメな就業規則 にみられる共通点は、

- 抽象的できれいな言葉が並んでいる
- 社長ですら書いてある意味がよくわからない
- もちろん社員にもその真意が伝わらない

もっとも残念なのが、

社長が求める働き方＝本音が、見事に抜け落ちていること。

たいていの社長はこうおっしゃいます。

「本音も何も、すべては俺の頭の中に入っているから、自分でその都度判断すればいい」・・・と。

しかし、社員にしてみたら、社長の頭の中までは見ることはできません。やっぱり、就業規則で文字にして、あらかじめ伝えなければ伝わらないのです。

- ✓ 賢く就業規則を使って発展する社長。
- ✓ 曖昧にしたままでトラブル続きの社長。

あなたが選ぶのは、どっち？



編集後記



我が家には、中学1年と小学校4年の息子がおります。この二人に対して「父親としてどう接していくか？」という部分で、ちょっと迷っています。

自分ができなかったことを 息子たちに求めてはいけな
いんじゃないか？・・・とツクツク思うのです。

「ちゃんと勉強しろ！」

「元気に挨拶しなさい！」

「宿題を済ませてから遊べ！」

どんな家庭でもこんなこと言っていると思います。



私も、少し前まで息子たちにこう言いがちでした。
でも最近、言うのを止めました。
それはなぜか？



少年時代を振り返って、私自身まったく実行できなかった訳で…(笑)。良心が「自分を棚に置いて、そんな理想論を言ったらダメでしょ」・・・って自分にツッコミを入れてしまうからなので…(悲)

仕事でも家庭でも、命令するって難しいですね！！

松本みつはる



～プロフィール～ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士／ファイナンシャルプランナー／損害保険新特級資格

1971年(昭和46年)6月生まれ、43歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。

専修大学経済学部卒。外資系AIU損害保険会社を経て独立。

無口で人見知りダメダメ営業マンが年間優秀社員表彰を受賞し、働きながら苦節3年の猛勉強で、全国最下位スレスレで社労士国家資格に合格した「大逆転・男」。

好きな言葉:「わが生涯に一片の悔い無し」(北斗の拳ラオウ)※私はトキのファンですが

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029号

全国1000の社労士事務所のネットワーク正会員  PSRnetwork

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

多くの挫折や試練ばかりの法人営業苦節17年間。同時に、多くのお客様である経営者にお世話になり伴走してきました。有難いことに、経営者から多くを学ぶことができた。そんな経験から「もっと役に立ちたい」という思いを強烈に抱く。100%経営者の味方。「会社が損をしないための知恵」を届けるために茨城で奔走中。まじめで人間味ある対応をあなたがお望みなら私は適任。理想論ではなく現実問題の話をしましょう！真剣に事業経営に挑み、自ら動く方からのご相談を心よりお待ちしております。

松本みつはる 社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

～～～ お気軽にご連絡ください！ ～～～

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24時間受付)

メール: info@matsu-sharo.com (24時間受付)

ホームページ: <http://www.matsu-sharo.com>